

令和4年（ネ）第153号 国家賠償など、損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 奥 田 恭 正

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国 外 2 名

最終要旨陳述書

2023年12月25日

名古屋高など裁判所民事第2部De係 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告）

訴訟代理人弁護士 國 田 武 二 郎

同 中 谷 雄 二

同 佐 橋 祐 策

同 塚 田 聡 子

この最終要旨陳述書では、一審原告（以下「原告」という）が主張したいことの核心部分のみを簡潔に申し上げます。

本件は、マンション反対運動のリーダーである原告と、現場監督のトラブルに端を発しています。

それが、原告の逮捕・勾留・起訴、無罪判決の確定を経て、DNA型等の抹消請求や、逮捕・勾留・起訴等の違法性を理由とする国家賠償請求へと広がっていきました。

ここまで大きな問題になるとは、原告自身も想像していなかったと思います。

一審では、DNA型等の抹消請求が認められるという大きな成果を得ることができました。

逮捕されると流れ作業のようにDNA型等を採取され、無罪判決が確定しても当然のように保管され続けるというのは、一般人から見ればおかしいことです。無罪なんだから抹消されて当たり前、原告がそう考えたのも十分理解できます。

無罪になった以上、逮捕・勾留・起訴が間違っていたのではないかと思うのも、一般人から見れば、素直な発想です。取調べのときに防犯カメラの映像に犯行が映っていると言われながら見せてもらえないことも、何も差し押さえる物がないのに搜索されることも、おかしいと思うのはごく普通の感覚ではないでしょうか。

無罪判決が確定した後、国家賠償請求やDNA型等の抹消請求をしたいと原告から相談を受けた際、我々弁護士は「とても難しい裁判になる」と伝えました。国家賠償請求が認められることなどめったにありませんし、DNA型等の抹消請求など、それまで認められたことはなかったからです。

法曹であれば、誰もが同じ様に思うのではないのでしょうか。

しかし、「おかしいことはおかしい」と言い続ける原告に引っ張られ、この裁判を続けることができました。

弁護士としてこの裁判に関わることができたことは、自分にとって大きな財産だと思っています。

裁判所におかれましては、法曹としての常識にとらわれず、一般人の感覚に寄り添って判断していただくことを、心よりお願い申し上げます。

以 上